



2026年2月12日

各 位

会社名 京浜急行電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏  
(コード番号 9006 東証プライム市場)  
問合せ先 新しい価値共創室(広報担当)  
(TEL: 045-225-9350)

### 取締役等に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役等を対象として導入済みの信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の対象者の変更および内容の一部改定をすること、ならびに本制度の改定に関する議案（以下、「本議案」という。）を2026年6月26日開催予定の第105期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の改定理由

##### (1) 本制度の導入経緯

当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、本制度について、2020年6月26日開催の第99期定時株主総会において導入、2025年6月27日開催の第104期定時株主総会において継続をご承認いただき現在に至っております。

##### (2) 改定の目的

外部環境の変化が加速するなか、これまで以上に取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値の向上およびそれに貢献する意識をより高めることを目的として、本制度を一部改定いたします。

##### (3) 改定の内容

イ. 対象者を「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員」から、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員」（以下、「取締役等」という。）に変更いたします。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員に対しては、役位に応じて定まる従来の固定ポイント（以下、「固定ポイント」という。）に加え、新たに業績等に連動して増減するポイント（以下「業績連動ポイント」といい、固定ポイントと総称して「ポイント」という。）を付与すること、および社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては固定ポイントのみを付与することといたします。

ハ. 上記ロの変更に伴い、取締役等に付与される1事業年度あたりの合計ポイント数（1ポイントあたり当社普通株式1株に換算。）の上限を37,700ポイント（うち取締役分として18,700ポイント）から71,700ポイント（うち取締役分として47,200ポイント（うち社外取締役分として6,000ポイント））に変更いたします。

ニ. 本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき信託され

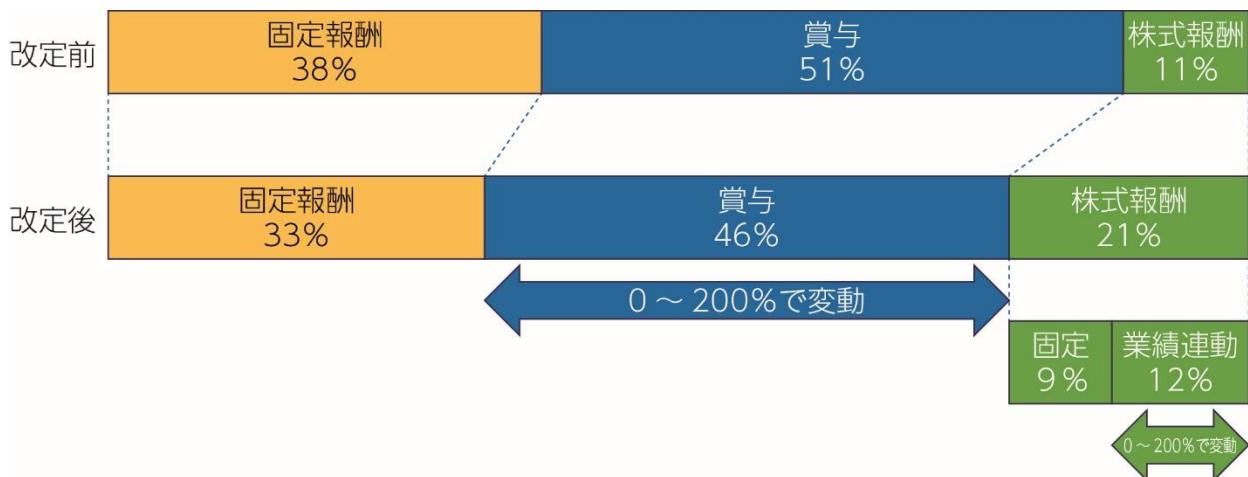
る信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度であり、信託の期間は、2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)およびその後の各対象期間を対象としておりますが、2027年3月末日で終了する事業年度から開始する対象期間およびその後の各対象期間においては、対象期間ごとの信託の上限を360百万円(うち取締役分として250百万円)から451百万円(うち取締役分として297百万円(うち社外取締役分として38百万円))に引き上げます。

(下線部が変更点)

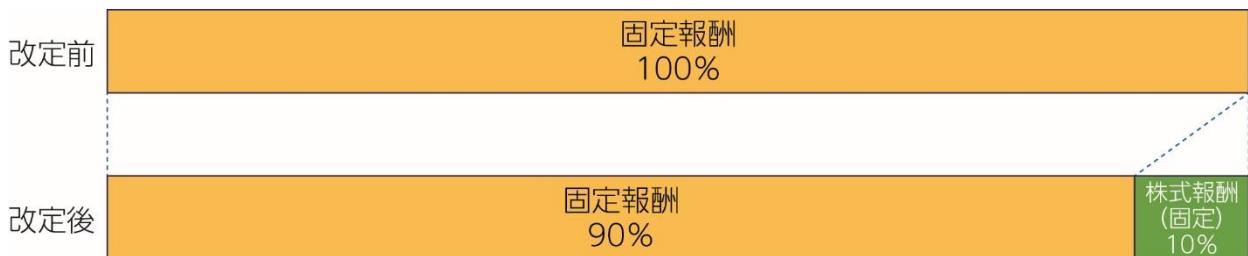
項目	改定前	改定後
本制度の対象者（固定ポイントの付与対象者）	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員	取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員 ※社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を追加
本制度における業績連動ポイントの付与対象者	<新設>	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員
1事業年度あたりの上限給付ポイント数	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）： <u>18,700</u> ポイント</li> <li>執行役員：<u>19,000</u> ポイント</li> </ul> 合計： <u>37,700</u> ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役（監査等委員である取締役を除く。）：<u>47,200</u> ポイント（うち社外取締役分として<u>6,000</u> ポイント）</li> <li>執行役員：<u>24,500</u> ポイント</li> </ul> 合計： <u>71,700</u> ポイント
対象期間における信託金額の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）： <u>250</u> 百万円</li> <li>執行役員：<u>110</u> 百万円</li> </ul> 合計： <u>360</u> 百万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役（監査等委員である取締役を除く。）：<u>297</u> 百万円（うち社外取締役分として<u>38</u> 百万円）</li> <li>執行役員：<u>154</u> 百万円</li> </ul> 合計： <u>451</u> 百万円

(本制度の変更イメージ)

・取締役社長の報酬等の構成



・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の構成



## 2. 本制度に係る報酬等の額および内容

本制度の改定後の内容は次のとおりといたします。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動による報酬を含む株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員

(3) 信託期間

2020年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度ごとの期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の期間経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託設定時に194百万円を本信託に拠出しており、その後、

2024年8月に80百万円を追加拠出しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、2027年3月末日で終了する事業年度から開始する対象期間およびその後の各対象期間において、当社は、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、原則として対象期間ごとに、451百万円（うち取締役分として297百万円（うち社外取締役分として38百万円））を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、451百万円（うち取締役分として297百万円（うち社外取締役分として38百万円））を上限とします。これは、現行の役員報酬体系やその支給基準に加え、本制度の対象者の変更および取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社は、対象期間中、各対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等のうち、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数の固定ポイントならびに役位および業績達成度を勘案して定める数の業績連動ポイントが付与されます。業績連動ポイント数は、財務指標である連結営業利益、ROE、連結純有利子負債/EBITDA倍率や、非財務指標であるCDP評価結果、従業員サーベイ結果等の業績等に応じて標準ポイント数の0から200%の範囲内で増減します。取締役等のうち、社外取締役には固定ポイントのみを付与します。取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、71,700ポイント（うち取締役分として47,200ポイント（うち社外取締役分として6,000ポイント））を上限とします。これは、現行の役員報酬体系やその支給基準に加え、本制度の対象者の変更および取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記「(7) 当社株式等の給付」に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。下記(7)の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

#### (7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当

社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、取締役等が在任中、法令または定款に違反する行為等を行った場合には、上記の当社株式のすべてまたはその一部について給付を受けられないことがあります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

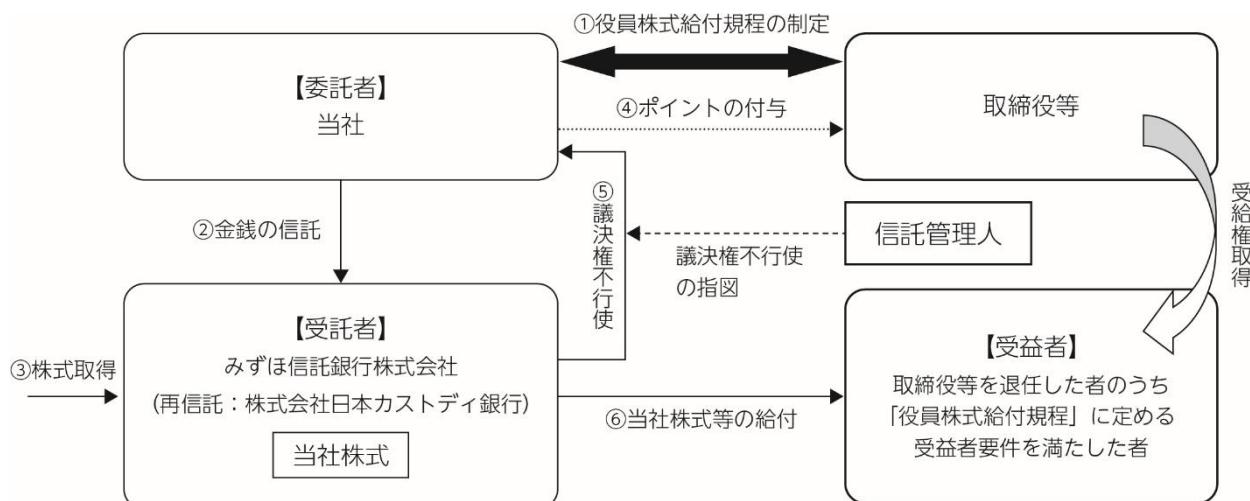
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点でお任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得了うえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### (ご参考) 本制度の仕組み



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた株組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
  - ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
  - ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
  - ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
  - ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
  - ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## 【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（B B T）  
②委託者 : 当社  
③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）  
④受益者 : 取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者  
要件を満たした者  
⑤信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者  
⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  
⑦本信託契約の締結日 : 2020年8月21日  
⑧金銭を信託した日（当初） : 2020年8月21日  
⑨信託の期間 : 2020年8月21日から信託が終了するまで

以上